厚生労働科学研究費補助金(認知症政策研究事業) 分担研究報告書

認知症疾患医療センターの診断後支援に関する研究

研究代表者 粟田主一 東京都健康長寿医療センター 認知症未来社会創造センター・ センター長

研究要旨

研究目的:本研究の目的は認知症疾患医療センターにおける独居認知症高齢者等の診断 後支援のガイドを作成することにある。この目的を達成するために、2023年度は、認知 症疾患医療センターを受診・通院している独居認知症高齢者のデータベースを作成し、 このデータベースに登録されている事例の分析を行うことによって、ガイドを作成する ための基礎資料を得た。**研究方法:**データベースに登録されている事例の診療録を詳細 に閲覧し、初診時から調査時点に至るまでの経過を要約的に記述した。次に、2022 年度 に作成した6つのカテゴリーで構成される「独居認知症高齢者等の診断後支援のプロセ スの枠組み」を活用しながら、初診後から調査時点に至るまでの経過の中で実践されて いる診断後支援のプロセスを演繹的に分析した。本報告書では2事例の経過の要約と分 析結果を示す。研究結果: MCI の診断から 4 年間、認知症の診断から 1.2 年間独居生活 を継続している調査時 68 歳の女性(事例 1)と、MCIの診断から4年間、認知症の診断 から3年間独居生活を継続している調査時89歳の女性(事例2)の経過を分析したとこ ろ、多職種で6カテゴリーの診断後支援の枠組みが踏襲されていることが確認された。 考察:認知症疾患医療センターでは、独居の認知機能低下高齢者に対して、MCI や認知 症と診断した後に、多職種協働チームで診断後支援が行われている。そのプロセスに は、①診断名を含む医学的評価の結果に関する配慮のある情報提供、②本人・家族の心 理的サポートと生活状況のアセスメント、③生活支援に関わるサービスの情報提供と利 用支援、④地域包括支援センターや介護支援専門員との情報共有と連携、⑤別居家族と の情報共有と連携、⑥パーソナルな生活支援ネットワークの構築に向けた多職種協働、 という6つのカテゴリーに分類される診断後支援が含まれている。一方、事例の詳細な 分析から、独居認知症高齢者の診断後支援のプロセスを進める上で、その前提となる重 要な4つの視点があることが推察された。**結論と今後の課題:**独居認知症高齢者の診断 後支援のプロセスを進めるにあたっては、支援チームは以下の4つの視点を前提として もつことが重要である:1)多職種協働によるソーシャルワーク、2)独居生活の不安と妄 想に対する精神療法的アプローチ、3)意思決定支援チームの結成と権利実現支援(アド ボカシー)、4)ピア・サポートとエンパワメント。このうち、第4の視点の実践は現在 のところ不十分であり、その普及と強化が今後の課題として残されている。

A. 研究目的

本研究の目的は認知症疾患医療センターにおける独居認知症高齢者等の診断後支援のガイドを作成することにある。この目的を達成するために、2023年度は、認知症疾患医療センターを受診・通院している独居認知症高齢者のデータベースを作成し、このデータベースに登録されている事例の分析を行うことによって、ガイドを作成するための基礎資料を得た。

B. 研究方法

データベースに登録されている事例の 診療録を詳細に閲覧し、初診時から調査時 点に至るまでの経過を要約的に記述した。 次に、2022 年度に作成した 6 つのカテゴ リーで構成される「独居認知症高齢者等の 診断後支援のプロセスの枠組み」を活用し ながら、初診後から調査時点に至るまでの 経過の中で実践されている診断後支援の プロセスを演繹的に分析した。本報告書で は 2 事例の経過の要約と分析結果を示す。 尚、2022 年度に作成した「独居認知症高 齢者等の診断後支援のプロセスの枠組み」 は以下のとおりである。

- 1. 診断名を含む医学的評価の結果に関 する配慮のある情報提供
- 1.1. 医師が本人・家族等に認知症の診断 名やその他の医学的評価の結果を説 明する。
- 1.2. 診断名に対する不安に配慮し、今後 の治療、尊厳ある暮らしの継続など について情報提供する。
- 2. 本人・家族の心理的サポートと生活 状況のアセスメント
- 2.1. 本人・家族・地域支援者等から生活 の様子を聴取するとともに、現在利

用しているサービスを把握する。

- 2.2. 今後の生活に関する本人・家族の意向を確認する。
- 2.3. 本人や家族に不安がある場合には、 対話を通して心理的なサポートを行う(火の不始末や独り歩きの際の心 配がある場合には、危険を回避する ための助言を行う)。
- 3. 生活支援に関わるサービスの情報提供と利用支援
- 3.1.本人・家族の生活上の困りごとや意向を聴取しながら、介護保険サービスやその他の地域サービスについての情報を提供する。
- 3.2. サービス利用にあたっては、要介護 認定を受けることの必要性を説明 し、地域包括支援センターの利用に ついて情報提供する。
- 4. 地域包括支援センターや介護支援専 門員との情報共有と連携
- 4.1. 必要に応じて、本人・家族の同意を 得て、地域包括支援センターや介護 支援専門員と情報共有を行う。
- 4.2. 必要に応じて、見守り・安否確認、 服薬管理、金銭管理、受診同行など の生活支援のあり方について本人・ 家族・多職種で検討する。
- 5. 別居家族との情報共有と連携
- 5.1. 独居の場合は、キーパーソンになり 得る別居家族の有無を確認し、本人 の同意を得て家族と情報共有し連携 する。
- 5.2. 相談員等は、電話や面接等を通して、別居家族と継続的な関係を保ち、変化がある場合には情報を共有して対応できるようにする。

- 6. パーソナルな生活支援ネットワーク の構築に向けた多職種協働
- 6.1. 相談員等は、本人・家族、担当医、 地域包括支援センター職員、介護支 援専門員、事業所職員、地域の関係 者等と必要に応じて関係者会議を開 催するなどして、生活支援ネットワ ークの構築に向けた多職種協働を継 続的に実践する。

(倫理面への配慮)

本研究では個人情報は取り扱わない。また研究の実施にあたっては、東京都健康長寿医療センター認知症疾患医療センターの受診者に対して、日常診療の中で得られたデータを研究活用することについてオプトアウトによる包括的同意を得ている。

C. 研究結果

本研究では、データベースに登録されている事例の中から、MCIの段階から認知症への進展を経て、4年以上にわたって独居生活が継続されている2事例を以下に提示し、診断後支援のプロセスを記述的に分析した。

事例 1 MCI の診断から 4 年間、認知症 の診断から 1.2 年間独居生活を継続して いる調査時 68 歳の女性

【調査時の診断名】

アルツハイマー型認知症

【世帯状況】

独居、別居家族(長女)は遠方に居住

【現病歴】

X-1 年頃より約束を覚えられないと自 覚するようになり、X 年春ごろから、同じ 内容の電話を何度もする、「皆から無視さ れている」「兄弟が何かこそこそ私の話をしている」と被害的なことを言う、といったエピソードが見られるようになった。また、長女が本人宅を訪問した際、冷蔵庫の中に期限切れの食材がたくさんあった。同時期、施設に入所していた母が他界、その際には書類を紛失したり、長女が書類の説明をしても理解出来ないということがあった。X年10月に長女が地域包括支援センターに相談し、12月に認知症疾患医療センターを受診。本人によれば、「急に記憶が切れちゃったような感じがする。聞いたことを覚えられない」「よく眠れない。なかなか寝付けない」とのことであった。

【初診時所見】

MMSE=26で、減点は主としてケアレスミスによるものであり、注意力低下に起因するものと思われた。頭部 MRI では頭頂葉の脳溝の軽度拡大を認め、脳血流 SPECT 検査では両側前頭葉・頭頂葉の血流低下を認めた。心理検査及び画像検査上はアルツハイマー病などの何らかの変性疾患による軽度認知障害 (MCI) も疑われるが、母との死別というライフイベントが不安や不眠の出現に関連する可能性もあり、本人・家族には認知症疾患医療センターの外来にしばらく通院することを提案した。

【X年~X+2年の経過】

★MCI の診断と本人・家族への説明、不安 に対する精神療法的アプローチ

その後は外来での支持的な精神療法的アプローチを通して不安や不眠が軽快し、家事や金銭管理などの日常生活にも概ね支障なく暮らせていた。しかし、本人自身は記憶力低下の進行を自覚しており、X+1年12月のMMSEは21点で心理検査上も明

らかな近時記憶障害を認めるようになった。また、X+2年2月の脳血流 SPECT 検査では両側頭頂側頭連合野の血流低下パターンが明確に認められるようになり、アルツハイマー病による MCI と診断。本人・家族にその旨を説明するとともに、当科で継続医療を続けるように助言した。

その後も、本人は受診時に「思い出せないものが結構ある。なんだっけと思うことがある。でも、そのような自分の頭になれてきた感じもする」と述べ、金銭管理についても「どこにおいたかなとか。支払いなので間違えたかもしれないと思うことがある」と言いながらも、比較的穏やかな自立生活が続けられていた。本人としては「通院しているということで安心感がある」ということであった。

【X+3年の経過】

★MCI から認知症への進展、本人・家族への説明、不安・不眠・妄想への精神医学的な対応、介護保険サービスの利用支援

しかし、認知機能低下はその後も進行し、X+3年2月にはMMSEが19点となり、明らかな近時記憶障害と時間失見当識が見られるようになった。MCIからアルツハイマー型認知症への進展と説明し、本人・家族にもその旨を説明してコリンエステラーゼ阻害薬の内服を開始した。また、同時期より不安や混乱が目立つようになり、本人は以下のような体験について語るようになった。「(家に居ると)心細くなったりするのです。家には(誰かに)はいられている。それが続いている。勝手口からかな。それで娘のところに避難したりしています。本当にこわくて泣きました。(娘のところにいると)安心です。

交番にも行ったんですが、交番の前でおまわりさんが男の人と話しているの見たらこわくなってそのまま娘のところに行きました。(誰かが)家の中のものを移動したりしています。ここに無かったものがあったりするのです。おまわりさんも来てくれて見てくれました」。長女によれば、本人が近隣に住んでいる人をいきなり捕まえて警察に連れて行こうとする行動も見られたという。

医師は本人の病状と今後の方針について本人・長女に以下の趣旨を説明した:①独居、認知機能障害、社会的孤立が妄想成立の状況付置を構成している、②孤立を解消する方向での生活環境の調整が妄想の解消に役立つ可能性がある、③現在は要支援 1 なので区分変更をしてサービスのさらなる利用を考慮する。

さらに、X+3年7月より不安、不眠、妄想を標的にクエチアピン12。5mgを就眠持薬として処方した。また、病院の精神保健福祉士を通じて、地域包括支援センターの担当者に連絡し、本人・家族の意向を確認した上で、在宅サービス(服薬管理を目的とする訪問看護など)の利用を調整することとした。

その後、本人は、自宅と長女宅を行ったり来たりしながら暮らす生活を続けるようになった。本人によれば、若い男の人が家に入ってきて、家においてあった億単位の現金を盗んだ。若い男の子の声が上と下で聞こえたのでわかった。娘にそのことを話したが金額が大きいので信じてもらえなかった。人が家に入ってくるのがこわい。それで娘の家の方に避難したりしている、ということであった。

★認知機能障害・生活障害の進展、支援チームでの情報共有と生活状況のアセスメント

また、記憶力低下に伴い日常生活の中での失敗も目立つようになった。ある日、携帯電話がないということで、本人が公衆電話で地域包括支援センターに連絡し、地域包括支援センター職員が本人宅を訪問した。そのことで長女に連絡したところ、長女がGPS機能を使って携帯を捜索し、本人の鞄の中にあることを発見した。本人は誰かがそこに入れたと主張した。

ある日、受診後に薬局に行って処方箋を渡したが、そのあとコーヒーを飲んでいる間にそのことを忘れてしまい、薬をもらわずに帰宅してしまった。そのことで本人から病院の精神保健福祉士に電話があり、精神保健福祉士から地域包括支援センターの職員に電話を入れ、地域包括支援センターの職員が薬局に行って薬を受け取り、本人宅で訪問看護師がそれを受け取り、薬をセットするというエピソードがあった。室内には過去に処方されている薬がバラバラに置いてあったという。

★要介護 1 への区分変更、新たな意思決定支援チームの結成、チームによる服薬管理支援体制の構築、不安の軽減

X+3年8月には要支援1から要介護1に区分変更され、訪問看護を週2回利用することになった。また、X+3年9月には地域包括支援センター職員と居宅介護支援専門員の2人が同伴して受診し、本人・地域包括支援センター職員・居宅介護支援専門員・精神保健福祉士・医師で情報共有しながら、新たな意思決定支援チームに円滑に移行できるように調整がなされた。

服薬管理について、地域包括支援センター職員によれば、薬はカレンダーに貼ってあり大体飲めているようだとのことであった。また、本人も「物がなくなったときはパニックになる。夜の薬はやはりあった方がよい」ということであった。そこで、通院時には訪問介護を利用し、訪問介護士が受診から薬局に処方箋を出すまで同伴し、その後、訪問看護師が薬局で薬を受け取り、自宅で薬をセットするという流れが作られるようになった。X+3年10月には居宅介護支援専門員に誘われてデイサービスに見学に行くが、「まだ自分には早いようだ」と言って利用は辞退される。

このような経過の中で、本人の不安も幾分軽快し、生活も比較的安定してきた。X+3年11月の受診時に、本人は、「なんか急にすごい不安がでてきたり、あっという間にそれが治まったり、なんで落ち着いたのかもわからないし、なんでこわかったのかもわからない。なんかスイッチがあるんです。きっとたわいないことだと思いますが。それでも普通の方が多い。一時期はあんなに不安だったのに、それは治まっています」と自分自身の体験を述べている。

その後は長女宅と自宅を月に 1 回程度 行ったり来たりしながら暮らすようになった(この頃から長女宅の近隣にアパートを借り、長女宅に行くときはそこで独居生活を継続するようになる)。本人に自宅での暮らしの様子を聞くと、「ちょっと寂しい。結構、今も物がなくなって。天袋のところの物がなくなって。今でも、ときどきそのことを思い出すとこわいです。でも、何をもっていったのかということが、その日はわかるが次の日はわからない。だから あまり気にしない。外で男の子にあってついてこられると、その人がついてくるつもりなのかどうかわからないけれど、なんとなくこわい」という。

【X+4年の経過】

★認知機能障害・生活障害の進展、妄想に 対する本人なりのコーピングと自立生活 の工夫、独居生活の不安の持続、別居家族 の生活支援を得ながらの新たな暮らし 方・暮らしの場の模索

X+4 年 1 月、それまでは病院で訪問介護 士と待ち合わせをして同行受診をしてい たが、数回うまくいかないことがあり、1 月からは訪問介護士が自宅まで迎えに行 って同行受診することなった。一方、侵入 妄想と物盗られ妄想についてはその後も 続き、「多分、隣の子が家に入ってくる」 「いろいろなものがなくなった」と本人は 述べるが、診察室では比較的落ち着いてお り、部屋の中がすっきりしてよい、などと 冗談も言えるようになった。訪問介護士に よれば外出もよくしているとのことで、本 人に「道に迷うことはないか」と聞いたと ころ、「迷ったらすぐ人に聞くことにして いる。親切な人が多い」と答え、本人なり の自立生活の工夫がなされている様子が 伺えた。

しかし、診察室での本人の発言と別に、本人とっては、侵入妄想や物盗られ妄想の体験とそれに伴う不安感は決して容易なものではなかった。「泥棒が入るので一人だと不安」ということで、X+4年2月より本人は長女宅の近隣のアパートに継続的に滞在するようになった。長女によれば、長女宅の近隣のアパートであれば比較的落ち着いて過ごせており、一人で家のまわ

りを散策したり、孫たちと虫取りに行った りしている、ということであった。また、 内服はほとんどしていないとのことであ った。本人としては「物がなくなるのがと てもこわい。それで娘の家に逃げた。だっ て物の場所が変わっているんだもの」「(そ のことを)話すとこわくなる。物がなくな っていたり、次に見たら戻っていたり。一 人でいると自分がばかになっているみた いで。こんなことあり得ないと。たぶん、 嫌な人がいるのだろうなと思う」とのこと であった。

【事例1の診断後支援の分析】

1. 診断名を含む医学的評価の結果に関する配慮ある情報提供

この事例では、初診時 (MCI 疑い、不安・不眠症状の併存)、X+1 年 (アルツハイマー病による MCI 疑い)、X+3 年 (アルツハイマー型認知症、妄想の併存)に本人・家族に認知症の診断名やその他の医学的評価について説明し、不安への対応や、今後の尊厳ある自立生活に向けた情報提供が行われている。

2. 本人・家族の心理的サポートと生活 状況のアセスメント

上記と並行して、診察場面のみならず、 日々の生活を通して、本人・家族・地域支 援者等から生活の様子を聴取し、現在利用 しているサービスを把握するとともに、今 後の生活に関する本人・家族の意向を確認 している。また、本人や家族の不安に対し ては、対話を通して心理的なサポートが継 続されている。

3. 生活支援に関わるサービスの情報提供と利用支援

上記を通して、認知症疾患医療センター

の医師と精神保健福祉士は、本人・家族の 生活上の困りごとやニーズ、意向を聴取し、 介護保険サービスやその他の地域サービ スについての情報を提供している。また、 サービス利用にあたっては、要介護認定を 受けることの必要性を説明し、地域包括支 援センターの利用について説明している。

4. 地域包括支援センターや介護支援専 門員との情報共有と連携

上記に関連して、この事例では、初診の 段階で、認知症疾患医療センターの精神保 健福祉士が、本人・家族の同意を得て、地 域包括支援センターに連絡を入れて介護 保険サービスの利用調整を開始している。 また、X+3年には、認知機能障害と生活障 害の進展に合わせて、地域包括支援センターと連携して区分変更を進め、要介護1に なってからは、さらに居宅介護支援専門員 とも情報を共有して、見守り・安否確認、 服薬管理、金銭管理、受診同行などの生活 支援のあり方が検討され、実践されている。

5. 別居家族との情報共有と連携

この事例では、初診時からキーパーソンとなる長女が同伴しており、初診時から一貫して、本人と長女と医師を含む支援者の間で情報共有していく作業が継続的に実践されている。また、認知症疾患医療センターの精神保健福祉士が、電話や面接等を通して、長女と継続的な関係を保ち、変化がある場合には適宜情報を共有しながら対応しているのがわかる。

6. パーソナルな生活支援ネットワーク の構築に向けた多職種協働

以上のプロセス全体を通して、本人、家 族、地域包括支援センター職員、居宅介護 支援専門員、介護保険サービス事業所職員 (訪問看護師、訪問介護士)、認知症疾患 医療センターの担当医師と精神保健福祉 士が、意思決定支援チームを結成し、必要 に応じて関係者会議を開催しながら、生活 支援ネットワークの構築に向けた多職種 協働を継続的が実践されているのを確認 することができる。

事例 2 MCI の診断から 4 年間、認知症 の診断から 3 年間独居生活を継続してい る調査時 89 歳の女性

【調査時の診断名】

脳血管障害を伴うアルツハイマー型認知 症、高血圧症

【世帯状況】

独居、別居家族(長男)は遠方に居住

【現病歴】

X年5月頃より健忘を強く自覚するようになり、同年6月に夫が緊急入院したのを契機に不安が強まり、かかりつけ医より認知症疾患医療センターに紹介された。本人によれば「急にもの忘れが始まり、約束を忘れるようになった」「夫が入院してから、寝付きが悪く熟睡できなくなった」「眼鏡や書類を置いたところがわからなくなることが頻繁になりパニックになることがあった」「明日の予定をメモしてもそれをなくしたり、書いたメモの内容がわからなくなったりした」「もの忘れが日々ひどくなっているように感じ不安が増している」とのことであった。

【初診時所見】

MMSE=24 で、近時記憶障害と軽度の注 意障害を認め、頭部 MRI で右基底核のラ クナ梗塞、左優位海馬近傍萎縮、脳血流 SPECT で左頭頂側頭葉・後部帯状回・両 側前頭葉の血流低下を認めた。脳血管障害を伴うアルツハイマー病または嗜銀顆粒病による軽度認知障害(MCI)疑いと診断し、かかりつけ医との併診で認知症疾患医療センターの外来で通院加療することとした。尚、かかりつけ医からは高血圧症に対して降圧剤が処方されていた。

【X 年~X+1 年の経過】

★MCI についての本人・家族への説明、不安に対する心理的なサポート

初診時には本人・家族にMCIの状態であること、背景にアルツハイマー病があることを説明し、かかりつけ医と連携して認知症疾患医療センターの外来で継続診療することを提案した。その後、通院時には本人の日々の体験や不安について傾聴するようにしたところ、本人の不安も次第に軽快していった。長男によれば、一人暮らしに慣れてきたようだとのことであった。本人によれば、月曜以外は毎日朝~昼までスポーツジムで過ごしているということであった。

★生活状況に関する別居家族からの情報、認知機能障害・生活障害の進展、併存する 身体疾患の悪化、MCI から認知症への進展、 本人・家族への説明、要介護認定

しかし、X+1年9月、長男によれば「ここ半年でもの忘れはひどくなった。前はメモをとっていればなんとか大丈夫だったが、最近はメモをとったことも忘れている」という。同日の MMSE は 23 点で、明らかな近時記憶障害、軽度の視空間構成障害を認めた。また、本人によれば、毎日スポーツジムで血圧を測っているがそこではそんなに高くなかったので、かかりつけ医の通院もやめたと言い、同日に診察室で測定し

た血圧は219-88mmHgであった。以上より、 ①MCIから脳血管障害を伴うアルツハイマー型認知症へ進展した状態であること、 ②かかりつけ医への通院が中断していることから、高血圧症に対しては当科で降圧剤を処方し血圧管理を行うこと、③要介護認定を受けて服薬管理支援のためのサービス利用が必要であることを説明した。

★介護保険サービスを活用した服薬管理 と健康管理のための支援体制の構築、夫 との死別、地域包括支援センターによる 心理的サポート、社会生活の中での失敗

その後、要支援2の認定を受け、訪問看 護を隔週で入れ、診察場面では血圧も次第 に安定してきた。また、本人も、自宅では 自動血圧計で1日2回血圧を測定するよ うになった。しかし、測定記録を見ると、 血圧の変動が大きく、服薬アドヒアランス が不安定な様子がうかがえた。X+1 年 11 月に入院中の夫が死亡。本人の精神的動揺 は目立たなかったが、地域包括支援センタ 一職員が本人宅を訪問して本人をサポー トした。地域包括支援センター職員によれ ば、本人の希望は施設入所であるが、故郷 の A 町の施設に入所したいということで あった。一方、家族は自宅近くの有料老人 ホームをすでに検討しており、本人とも見 学もしているとのことだった。ひとまず施 設入所までは訪問看護を利用しながら在 宅生活を継続することにしたが、その後、 郵便局より地域包括支援センターに電話 があり、「本人が印鑑を探しており、郵便 局にあると聞いたと主張して毎日郵便局 に来訪している。郵便局でいくら説明して も、途中で怒りだしてしまうので、地域包 括支援センターに連絡した」とのことであ った。区分変更を行い、要介護1となり、 訪問看護を利用しながら、同時に介護付き 有料老人ホームの入所を検討する方針と した。

【X+2 年の経過】

★意思決定支援チームの形成と別居家族 による生活支援と在宅支援の体制整備

しかし、その後、施設入所については、 本人の気持ちが揺れ動いた。X+2年6月に 本人、長男、地域包括支援センター職員、 居宅介護支援専門員、精神保健福祉士、医 師で話し合いの場を設けた。長男によれば 「在宅を継続するには訪問看護と訪問介 護が不可欠だと思う。さもなければ入所し かないと考えている。本日も郵便受けをみ たら重要な書類がそのままになっていた。 郵便受けを定期的にチェックしてくれる ような支援が必要である」と述べた。医師 から金銭管理を家族がサポートすること は可能かと問うと、長男は「それは無理。 私に電話がかかってきて犯人扱いされた りした。職場に突然電話がかかってきたり する」とのことであった。

上記の話し合いを契機に、本人、長男、地域包括支援センター職員、居宅介護支援専門員、認知症疾患医療センターの医師・精神保健福祉士の間で情報が共有され、それによって一定の信頼関係も形成され、本人の意向を尊重しながら本人の在宅生活の支援していくための基盤が作られはじめた。その後、長男は金銭管理・書類整理をサポートし、ジムのない月曜日に訪問看護が入り、通院受診時には居宅介護支援専門員が可能な限り同伴することになった。訪問看護の記録上の血圧も収縮期圧 130~140 台で安定するようになってきた。

★本人なりの自立生活の継続に向けた工 夫

本人によれば「午前中はジムに通って、 昼にはもどって家で昼食を食べている。家 にいると会話することがないが、ジムにい る間は結構楽しくやっている。血圧はジム で時間のあいているときに測っており、家 でも測っている。薬はときどき看護師さん が来てくれて確認してくれている。日にち を書いて、飲んだ薬の殻はそのままそこに 入れてある。飲んだかどうか忘れてしまう ので」とのことである。精神的には落ち着 かれている様子で、訪問看護が来てくれて いることもよく認識されている。また、「息 子たちに迷惑はかけられないので、いざと いうときのために有料老人ホームを自分 で申し込んでおいた方がいいでしょうか。 でも、お金が途中でなくなってしまって追 い出されたりすると困るし」と問うので、 居宅介護支援専門員、精神保健福祉士、別 居の長男で連絡をとりあっており、そのと きのための準備もしているので安心して 今の暮らしを続けてください、と伝える。

★居宅介護支援専門員の通院同行、訪問 看護師による健康管理

外来もほぼ時間通りに単独で通院し、病院で居宅介護支援専門員と待ち合わせして受診している。居宅介護支援専門員から見ても落ち着いている印象だとのことである。訪問看護は週1回利用が継続されており、部屋には入れないがスムーズに玄関に入れてもらい話が出来ているとのことである。但し、部屋に入りたいということに対しては拒否的な雰囲気があるとのこと。それでも、玄関先の様子では落ち着いている感じがあり、以前は、メモが山のよ

うに貼ってあり、乱雑でありメモの用をな していない状態だったが、今は、メモが減 っていて、綺麗に貼ってあり機能している という。請求書や重要書類などは全て長男 に送付することとし、金銭管理も息子が支 援するようになって、その点で不安要素が 減ったようだという。

★再び服薬アドヒアランスの低下、物盗 られ妄想が目立つようになる

しかし、居宅介護支援専門員からの報告によれば、X+2年9月頃から血圧が高いことが多くなり、物盗られ妄想も頻繁に見られるようになった。また、訪問看護からの報告では、「訪問は玄関のみ。訪問時の血圧が先月くらいから160台のことが続き、200のこともあった。服薬管理が出来ていない可能性が考えられるが、確認ができない状態が続いている」、「10月末から、『人の良さそうな身なりの良い、字も綺麗なり、中に鞄を盗られた、カードも見つからなりという訴えがあり、財布が庭から紙幣のない状態で見つかったとも話している。事実なのかどうかは不明だが、被害届を出したと言っている」とのことであった。

【X+3 年の経過】

★服薬アドヒアランスが不安定ながらも、 本人なりに自立生活を工夫

その後も、診察室で測定する血圧は収縮 期圧 130~140 台で比較的安定していたが、 訪問看護の記録によれば 150~180 台であ り、「飲んだのを忘れてまた飲もうとした り、一包化の袋に日付を書き直した痕跡が ある」と記載され、服薬アドヒアランスが 不安定な状態が続いた。一方、日常生活で は、食事は近隣のスーパーマーケットで総 菜や弁当を買って食べており(血液検査上 も栄養状態は良好である)、金銭管理は長 男が年金を下して本人に渡していた。本人 は、最近は自覚症状が出てきており、「ぼ けてるんだなーって思う。前は自覚がなか ったけど。前は買い物をするときに買うも のを 2、3 文字で書いておけばわかってい たが、今は細かく書かないと買い忘れる。 自分であー情けないなあと思ったりする」 という。

★スポーツジムの退会とそれによる社会 的交流の減少、在宅サービスの利用につ いては拒否感が目立つ、銭湯を社会的交 流の場として活用

居宅介護支援専門員によれば、長年通っ ていたスポーツジムを X+3 年 4 月に退会 したとのこと。本人によれば、書類を書か されるのが煩わしいので辞めた、という。 その場で居宅介護支援専門員がデイサー ビスの利用を勧めたところ、本人は乗り気 で、その場ですぐに問い合わせをして見学 の予約をとった。しかし、X+3年5月に見 学したところ、年寄が多いので行きたくな いとのことであった。その頃から訪問看護 への拒否感も強まってきた。本人には支払 いについての不安があり、看護師に対する 不満もあるようであった。看護師が訪問し ても、インターホン越しで帰ってほしいと 訴え、血圧も自分で測定できると言って拒 否するようになった。また、訪問看護の指 定の時間に不在のことも多くなった。一方、 入浴はそれまではスポーツジムでしてい たが、ジムをやめてからは自宅近くの銭湯 に通うようになった。本人によれば、銭湯 は会話ができるからよい、時間によっては すいている、ということであった。

★在宅と施設入所との間で本人の気持ち

は揺れ動く、意思決定支援チームで今後 の暮らし方について再度検討する

ほぼ1年以上、自宅の様子を誰も見てい ないということなので、長男と居宅介護支 援専門員で自宅の様子を見てくることに した。また、今後のことについて、居宅介 護支援専門員、精神保健福祉士、医師で以 下のような検討を行った「本人にはサービ ス利用について説得すればするほど反感 が募る可能性がある。そうやって生きてい きたいという本人の意向も尊重する必要 がある。給付サービス以外の生活支援でど こまで在宅生活が継続できるかというこ とになるが、在宅が限界になるタイミング がアクシデントである場合もある。本人の 意向を尊重しながらも、アクシデントが起 こるリスクを関係者で共有し、可能な範囲 で見守り支援を検討する必要があろう。こ れに対応するために、①通院頻度は月1回 から月2回とし、②訪問看護については、 本人が拒否するから終了するというので はなく、上記の考え方に基づいて、可能な 範囲で継続する。③長男に自宅の様子を見 て頂き、生活が破綻しているようならば緊 急対応等を検討する。万全ではないながら も本人なりに生活が送れている様子であ れば、関係者で情報共有しながら、現在の 支援を継続する」。

★独居生活に関する本人の不安、別居家 族による金銭管理支援の継続

X+3年7月、診察室で本人は以下のような不安を訴えた「一人で一軒家に居るのはこわい。できれば寮のようなところに入りたい。ピンポンとなって、男の人だとこわいので2階からのぞいてから出るようにしている。買い物袋からお財布の中身だけ

とって、庭にポッと投げていた。そんなこ とが2回あった。駐在さんにもそのことを 言った。息子は遠方に転勤になって、仕事 も忙しくて連絡がつかない。息子と関係な く、こちらの方で(寮に入ることを)決め ていただいてかまいません」。そこで、精 神保健福祉士より長男に電話をして本人 が寮に入りたいと希望していることから、 長男に施設サービスの利用について再度 打診してみた。長男によれば「本人はしっ かり生活できていると話しているが、公共 料金の支払いなども一切できない。昨年は 電気が止まったりしていた。不動産屋が変 わったが、振込先の変更もできなかった。 本人が納得するのであれば入所はやぶさ かではない。しかし、1年前の時点では、 コストを心配して公的なところじゃない と納得しないと話していた。そうは言って もしんどくなっているのは事実なのだか ら入所を考えた方がよいと本人に伝えて いた。以前に有料老人ホームを見学に行っ たが、本人はそのことすら覚えていない」 とのことであった。一方、同月には、本人 の希望も受けて訪問看護師を変更した。訪 問看護師が来る時間に事前に長男が本人 に電話を入れるようにしたところ、訪問時 にはスムーズに玄関を開けてもらい、にこ やかに対応してくれたという。訪問看護は 隔週で利用することを再確認した。

★侵入妄想に関する不安、施設入所と在 宅生活継続の間で揺れ動く本人の気持ち

X+3年8月に居宅介護支援専門員が同伴 して自宅近くの有料老人ホームに見学に 行ったところ、現在満室であり空き待ちで あるとのことであった。本人には、逆にま だ自宅で過ごせるという気持ちが出てき たようであったが、一方、自宅に見知らぬ 怪しい人が家に入ってきたことがあると いう不安もあり、揺れ動いているようだと のことであった。精神保健福祉士から長男 に電話を入れ、本人は揺れ動いているよう だが、順番待ちに並んでいた方がよいので はないかと伝えたところ、長男によれば、 先日本人宅を訪問したところ、本人は「満 室だし、無理に入らなくてもよいのでは」 と言ったという。そこで、申し込みだけし ておいて、その間、そこでやっているデイ サービスに通所していたら、と水を向けた ところ、「デイサービスはお金がかかるか ら必要ない、施設にもそれほど入りたいわ けじゃない」と答えたという。入所しても 「嫌だ」と言ってすぐ出てきてしまう可能 性が高い。薬も半分も飲めていないようだ し、血圧計もきれいなカバーがかけられて おり、血圧測定はしていないようだ。本人 は医師から血圧は測定しなくてよいと言 われた、などと言っている。

★本人自身の一人暮らしの不安、物の紛失、物盗られ妄想、被害妄想、それらによる社会生活の中で対人トラブルが頻繁に 生じるようになる

X+3 年9月の受診時には、本人は自宅近くの有料老人ホームを見学に行ったことも覚えていなかった。また、家の中に人が入ってくるという不安についても「鍵をかけているから大丈夫」と言い、寮に入りたいと言っていたことについても「離れたところでなくて家の近所ならよいが」と述べた。一方、この時期には、通院の際に病院や薬局の窓口で、財布を忘れたり、保険証を忘れたり、薬を日数分もらえていないと言って薬局に抗議するなどの社会生活の

中でのトラブルが目立った。X+3年10月 には再び一人暮らしの不安を訴え、入院し たいと言うようになった。「一人きりだか ら。子供も遠くに住んでおり、近くに誰も いない。できたら(生まれ故郷の)A町の 施設に入りたい。A町なら親戚もいると思 うし。もの忘れもあるし。わたくしはこれ からどうなるんだろうなと、心配になって いる」と言う。また、X+3年11月には保 険証が見あたらないというエピソードが あり、本人は「なんか本当に、最近ぼーっ としているのを自覚している。なんかちょ っとしたことでコロっと忘れるんです。前 はメモをしておけば、わかったが。メモは しょっちゅう。買い物に行くのも、今は、 これはここで買う、これはここで買うと書 かないとわからない。最後まで書かないと、 このメモなんだっけかなという感じにな る」と述べた。さらに、最近は人と話すこ とも少ないので、「だんだん言葉もわすれ そうです。最近は店に行っても話をするこ ともないし。お風呂に行っても、時間によ っては年代が違うので、まったく話しない ことがある」と述べている。

一人暮らしの不安、物の紛失、物盗られ 妄想、被害妄想、社会生活の中で対人トラ ブルが頻繁に生じている様子である。ある 日の診察時の会話の一場面を以下に素描 する。尚、括弧内は医師の言葉である。

(調子はどうですか)

本人:5月にスポーツジムやめてから"今日は会話したかな?"という感じです。近 所の人はみんなおつとめだし。

(寂しい感じですか)

本人: 寂しいという感覚もない。ぼーっとして過ごしているから。会話しないから言

葉をわすれるんじゃないかと。<自宅の> 車庫の中の傘をもっていかれました。玄関 の横においてあった靴べらもっていかれ ました。いつも50歳前後の女の人。

(怖いと感じることは)

本人:鍵はしっかりとかけている。映像は 映ってますよ。上から見ててとられちゃっ たという感じ。狙っているんですよ。

居宅介護支援専門員:看護師さんのことかな。月曜の午後に訪問看護師が行っていますが会えていないようです。

本人:訪問看護は来なくていいです。来て もしょうがないし。

居宅介護支援専門員:血圧とか、お薬確認 してもらったり。

本人:薬局でお薬手帳を返してくれないんです。薬が13日分しかなかったとか、いろいろメモしていたのでく返してくれないんだと思う>。診察券も盗られてしまい、再発行しました。

【X+4 年の経過】

★さまざまなリスクを抱えながらも本人 なりの自立生活の継続

X+4 年の冬、本人は、「以前は頭が痛くなることもあったが今はそのようなこともなく体調はよい、もうこのままぽっくりいかないかと考えている、自分の母も97歳まで台所の仕事をしていた」という。長男としては安否確認のために訪問看護師を入れたいと考えているが、本人は通院しているので必要ないという。居宅介護支援専門員よれば、部屋にエアコンはあるが使用していないという。また、診察時は毎回のように「今、飲んでいるお薬は何ですか」と医師に質問する。その都度、医師は本人に説明するが、本人はそのことをすぐに忘

れてしまう。それでも、再来予約日にはほ ぼ時間通りに単独で受診し、居宅介護支援 専門員の都合がつくときには病院で待ち 合わせをして同伴で診察を受けている。

本人としては日常生活の中で特に困り ごとはないという。これまで通り、食事は 自宅近くのスーパーマーケットで総菜や 弁当を買っており、入浴は近隣の銭湯に定 期的に通っている。一包化されて処方され ている薬(降圧剤を含む)は、いつもテー ブルの上において、自分で服用している。 診察時に測定する血圧は収縮期圧が 130 ~140 台で比較的安定しているときもあ るが、収縮期圧が 150~160 台で高めに推 移することもある。服薬管理や健康管理を 支援するために訪問看護サービスを継続 しているが、本人としては自宅に他人を入 れたくないらしく、看護師が来ても不在で あったり、家にいたとしても玄関先で会う のみであったりする。家では、することが ないのでテレビばかり見ているが、テレビ も面白くないというのでデイサービスを 勧めてみるが、年寄ばかりで印象がよくな かったと本人は言う。

★長男に対する被害妄想、家族による日常的金銭管理支援の破綻、成年後見制度 利用についての検討

居宅介護支援専門員によれば、最近、遠 方に住む長男との関係が悪化してきたという。長男によれば、本人から「通帳を返 せ」との電話が繰り返しあり、あまりにも 頻繁にあるので長男が本人に通帳を返し たが、それでも同じような電話が繰り返し あるので着信拒否にしたという。日常的な 金銭管理やサービス利用にも支障を来す 可能性が高まったため、居宅介護支援専門 員、精神保健福祉士、医師で相談し、成年 後見制度の利用を視野に入れる必要があ ると判断し、診察日に医師から本人に「法 律の下で財産を守る公的な制度がある」こ とを説明し、成年後見制度の利用を勧めた。 また、居宅介護支援専門員より長男に成年 後見制度の利用について提案し、利用の意 向がある場合には長男より申請してもら うこととし、申請方法については精神保健 福祉士からも情報提供する旨を伝えても らうことにした。

【事例2の診断後支援の分析】

1. 診断名を含む医学的評価の結果に関 する配慮のある情報提供

夫の入院を契機とする健忘への強い自 覚と不安を契機に認知症疾患医療センターを受診し、MCIと診断され、その後の経 過の中で認知症へ進展している。医師は通 院診療の中で、本人・家族等に MCI や MCI から認知症への進展について説明し、また 併存する身体疾患の問題についても説明 をしている。また、本人の独居に関する不 安に配慮して、今後の暮らし方についても 継続的な情報提供を行っている。

2. 本人・家族の心理的サポートと生活 状況のアセスメント

日々の生活状況については、本人、家族、地域包括支援センター職員等から絶えず情報を収集し、現在のサービスの利用状況や、本人・家族の意向を確認しながら、今後の暮らしのあり方が検討されている。また、本人の独居生活に関する不安については、本人の体験を積極的に傾聴しながら、心理的なサポートが継続されており、それによって本人・家族ともに精神的に落ち着いてきている様子も

うかがわれる。

3. 生活支援に関わるサービスの情報提供と利用支援

本人・家族の生活上の困りごとや意向 を聴取しながら、介護保険サービスやそ の他の地域サービスについての情報を提 供したり、サービス利用にあたっては、 要介護認定を受けることの必要性を説明 したり、地域包括支援センターの利用に ついて情報提供したりするなどの支援が なされている。本事例で特に注目してお きたいことは、併存する血圧コントロー ルの不良と服薬アドヒアランスの不良と いう医学的評価の下で、服薬管理および 健康管理の支援体制の再構築がなされて いる点である。独居の認知症高齢者では しばしば身体的健康状態が悪化してお り、その評価と管理体制を構築すること が診断後支援の重要なポイントになって いる。

4. 地域包括支援センターや介護支援専 門員との情報共有と連携

上記のプロセスの中で、必要に応じて、本人・家族の同意を得て、地域包括支援センターや介護支援専門員と情報共有を行い、見守り・安否確認、服薬管理、金銭管理、通院同行などの生活支援ついて本人・家族・多職種で検討されている。特に注目しておきたいことは、本人・家族・多職種の間で情報共有を行いながら、信頼関係が形成され、意思決定支援チームが結成されていることである。今後の暮らしについて本人の意思決定が揺らいでいたり、猜疑心や被害妄想などを背景にサービス利用に拒否感を感じていたりするときなどは、信頼関係が

形成されている意思決定支援チームが、 本人の意思を尊重し、安全性を確保しつ つ、本人に伴走しながら協働で意思決定 できるようにしていくことが、本人の在 宅生活の継続に寄与しているものと思わ れる。

5. 別居家族との情報共有と連携

初診時よりキーパーソンである長男と の間で情報共有と連携がなされている。 その際には、認知症疾患医療センターの 精神保健福祉士が、電話や面接等を通し て別居家族と継続的な関係を保ち、変化 がある場合に情報を共有して対応できる ようにしている点がポイントである。し かし、本事例では、長男が遠方に暮らし ており、かつ勤務もされているというこ とから、本人とのコミュニケーションや 生活支援には明らかに限界があった。そ のようなことも背景にあって、やがて本 人は長男に対して被害妄想をもつように なり、別居家族による金銭管理支援が困 難になり、それを契機に成年後見制度の 利用という選択肢が支援チームの間で検 討されるようになっている。

6. パーソナルな生活支援ネットワーク の構築に向けた多職種協働

このように、全経過を通じて、認知症 疾患医療センターの医師及び精神保健福 祉士が、本人・家族、担当医、地域包括 支援センター職員、居宅介護支援専門 員、介護保険サービス事業所職員と必要 に応じて関係者会議を開催するなどしな がら、パーソナルな生活支援ネットワー クの構築に向けた多職種協働が継続的に 実践されている。そして、この事例で は、初診後4年目に成年後見制度の利用 が検討されるようになったが、後見人が 選任された場合には、後見人も意思決定 支援チームに加わり、本人の意思の尊重 を原則にしながら、本人の安全性の確保 を考慮に入れて生活支援ネットワークの 構築を進めていけるように多職種協働を 維持していく必要がある。

D. 考察

2事例の記述的分析を通して、認知症疾 患医療センターでは、独居の認知機能低下 高齢者に対して、MCIや認知症と診断した 後に、多職種協働チームで「独居認知症高 齢者等の診断後支援のプロセスの枠組み」 が踏襲されていることを確認することが できた。また、いずれの事例も調査時点ま で本人の意思が尊重された尊厳ある自立 生活が継続されており、上記の「診断後支 援のプロセス」がそれに貢献しているもの と推察された。

さらにここでは、事例の詳細な分析から、 独居認知症高齢者の診断後支援のプロセ スを進める上で、その前提となる重要な4 つの視点があることが推察される。

1. 多職種協働によるソーシャルワーク

この2事例で実践されてきたことは、多職種協働による「総合アセスメント」と「必要な社会的支援の統合的調整」であり、独居であるか否かに関わらず、複合的生活課題をもつ認知症高齢者に対して実践されている多職種チームによるソーシャルワークに他ならない。しかし、独居認知症高齢者の場合には、いわゆる日常生活を共にしている家族が不在であるという点において、生活状況の評価や本人のニーズの把握について多職種チームが果たす役割が

大きくなることに留意する必要がある。

2. 独居生活の不安と妄想に対する精神 療法的アプローチ

特に、上記の2事例においても明らかなように、認知機能障害をもって独居で暮らすことに関する不安は大きく、しばしば妄想に発展する。これに対しては、認知症疾患医療センターのスタッフのみならず、多職種のチームで本人の体験を積極的に傾聴し、受容し、共感するという精神療法的アプローチが肝要であり、そのことが信頼関係の醸成と、不安をもちながらも本人なりの自立生活を継続していくことを助けている。上記2事例からもわかるように、さまざまな生活上のリスクに直面しながらも、本人なりの自立生活の工夫が継続されている様子が伺える。

3. 意思決定支援チームの結成と権利実 現支援(アドボカシー)

このような本人なりの自立生活の工夫 を尊重し、自らの意思に基づいた日常生 活・社会生活を継続できるようにしていく ことは、「共生社会の実現を推進するため の認知症基本法」の基本理念(第3条第1 項) にも掲げられている基本的人権の実現 に他ならない。同時に、可能な範囲で本人 が健康で安全な生活を維持できるように することは憲法第25条に定められる基本 的人権の実現支援であり、それは国家の責 務でもある。意思決定支援チームは、その ような自由権と社会権の両者の実現に向 けて機能する役割を担っており、チーム員 は認知症とともに生きる当事者のアドボ ケイトとして機能することが求められて いる。

4. ピア・サポートとエンパワメントに

ついて

わが国では 2014 年に認知症当事者の組 織である日本認知症本人ワーキンググル ープが発足し、その後、認知症である当事 者の発信、本人同士の出会い、ピア・サポ ートが、認知症とともに生きる人々を力づ け、それが尊厳ある自立生活の継続に大き な役割を果たしていることが示されてき ている。そのようなことから、2018年に は認知症疾患医療センター運営事業の実 施要綱に「診断後等支援機能」が掲げられ、 そこでピア・サポートや当事者交流会の開 催などが推奨されるようになった。上記に 示した2事例については、診断後支援の中 でそのような支援にはつながっていない。 こうした事例を、当事者のピア・サポート にどのようにつなげていくかが、これから の課題として残されている。

E. 結論と今後の課題

認知症疾患医療センターでは、独居の認 知機能低下高齢者に対して、MCI や認知症 と診断した後に、多職種協働チームで診断 後支援が行われている。そのプロセスには、 ①診断名を含む医学的評価の結果に関す る配慮のある情報提供、②本人・家族の心 理的サポートと生活状況のアセスメント、 ③生活支援に関わるサービスの情報提供 と利用支援、④地域包括支援センターや介 護支援専門員との情報共有と連携、⑤別居 家族との情報共有と連携、⑥パーソナルな 生活支援ネットワークの構築に向けた多 職種協働、という6つのカテゴリーに分類 される支援が含まれている。また、このプ ロセスを実践していく上での重要な視点 として、以下の4点を挙げることができ る:1)多職種協働によるソーシャルワーク、 2) 独居生活の不安と妄想に対する精神療法的アプローチ、3) 意思決定支援チームの結成と権利実現支援(アドボカシー)、4) ピア・サポートとエンパワメント。

F. 研究発表

- 1. 論文発表
- 1) 粟田主一: 認知症疾患医療センターと 認知症初期集中支援チームの役割と 課題. 臨床精神医学 52(9):1081-1087, 2023.
- 2) 栗田主一: 社会医学・政策 認知症と 社会保障. 医学のあゆみ, 287(13):1100-1105, 2023.
- 3) 栗田主一: 認知症とともに暮らせる社会という潮流. 精神科治療学38(10):1129-1134, 2023.
- 4) 井藤佳恵, 津田修治, 山下真理, 菊 地和則, 畠山啓, 扇澤史子, 古田光, 栗田主一: 認知症サポート医が困難事 例対応において期待される役割. 日 本老年医学雑誌 60(3):251-260,2023.
- 5) 畠山啓, 枝広あや子, 椎名貴恵, 近藤康寛, 山田悠佳, 新田怜小, 佐古真紀, 柏木一惠, 岡村毅, 井藤佳恵, 栗田主一: 認知症疾患医療センターにおける若年性認知症の診断後支援. 老年精神医学雑誌 34(5):477-486, 2023.

2. 学会発表

 東田主一:日本の認知症研究の方向性. 認知症の社会的研究の今後.第42回日本認知症学会,2023.11.24-11.26, 奈良(シンポジウム)

- 栗田主一:認知症疾患医療センターの 現状と今後の方向性.第42回日本認知 症学会,2023.11.24-11.26,奈良 (教育講演)
- 3) 古田光,扇澤史子, 土屋大樹, 大森 佑貴, 片岡宗子, 松井仁美, 岡本 一枝, 今村陽子, 青島 希, 上田那 月, 加藤真衣, 畠山啓, 齋藤久美 子, 栗田主一:大都市の認知症疾患 医療センター10年間の初診患者の動 向.第38回日本老年精神医学会(秋季 大会),2023.10.13-10.14, 東京 (ポスター)
- 4) 関野明子,涌井智子,中山莉子,大 久保豪,石崎達郎,粟田主一:地域 在住高齢者を支える別居介護者が抱 える介護負担感 別居介護者と同居 介護者へのインタビュー調査から.第 65回老年社会科学会,2023.6.17-6. 18,横浜.

3. 書籍

- 1) 粟田主一: 認知症高齢者の安全・安心な暮らしとは. ひとり暮らしが可能は環境をつくるために. 株式会社ワールドプランニング, 2023 年, 東京.
- G. 知的財産権の出願・登録状況(予定含む)
- 1. 特許取得: 該当なし
- 実用新案登録:
 該当なし
- その他:
 該当なし